

京都市立芸術大学特別研究助成規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月12日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(令和元年10月1日一部改正)

(令和3年4月13日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、本学の研究教育方針を踏まえて設定された特別研究（以下「特別研究」という。）に対する助成について必要な事項を定め、一定期間それらの研究を重点的に推進し、本学の研究教育水準の向上に資することを目的とする。

(特別研究のテーマ設定等)

第2条 教育研究審議会は、特別研究の公募に際して当該年度における特別研究のテーマを設定する。

2 学長は、公募による特別研究とは別に、テーマ、研究者及び助成額を指定することができる。

(助成対象及び助成額)

第3条 助成は、前条により設定されたテーマに基づく個人研究及び共同研究を対象とする。

2 助成額は、予算の範囲内とする。

(研究期間)

第4条 特別研究の期間は、1年以内とする。

(研究組織)

第5条 研究組織は、次の者をもって構成する。ただし、同一研究者が、研究代表者又は共同研究者として、複数の特別研究助成の研究計画に参加することはできない。

(1) 研究代表者 本学の教員研究費を受ける者であって研究組織を代表し、研究計画の遂行及び研究成果の公表に関してすべての責任を持つ者

(2) 共同研究者 本学の教員研究費を受ける者、本学非常勤講師、学芸員及び本学大学院（博士（後期）課程）生

2 研究遂行に必要な場合、前項に規定する以外の者を研究協力者として参加させることができる。

(申請)

第6条 助成を受けようとする研究代表者は、特別研究助成費申請書を学長に提出し、採否及び助成額等の審査を受けるものとする。

(審査等)

第7条 学長は、申請締切り後、教育研究審議会委員及びその他の専門知識を有する教員の中から、当該申請と関係のない者を選出し、特別研究審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、前条の特別研究助成費申請書を審査し、助成額の配分等を審議する。

(決定通知)

第8条 学長は、委員会の審査、審議に基づき、対象研究及び助成額を決定し、申請者に通知する。

(助成対象等の変更)

第9条 研究組織又は助成額を変更する必要があるときは、直ちに委員会の審議に付さなければならない。

(助成金の使途範囲)

第10条 助成金は、特別研究の遂行及び研究成果の発表等に必要な支出に充てるものとする。

(助成金の請求手続・決算報告書)

第11条 研究代表者は、助成金支出の必要のつど、事前に助成金支出願を学長に提出しなければならない。

2 研究代表者は、3月末までに決算報告書を学長に提出しなければならない。

(助成金の使途管理)

第12条 助成金の交付を受けた研究代表者は、その予算を適正かつ効率的に執行しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 前2条に定める事項に違反した場合は、研究代表者は助成金の全部又は一部を現金で返還しなければならない。

(研究報告)

第14条 助成金の交付を受けた研究代表者は、研究期間終了後直ちに研究報告書を提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第15条 助成金の交付を受けた研究代表者及び共同研究者は、研究成果を公表し、設定された特別研究の進展を図り、本学の研究教育の向上に努めなければならない。

2 研究成果の公表は、本学のホームページ、報告書の発行、紀要への掲載、展覧会・演奏会の開催、CD・DVDの作成等の方法によるものとし、特別研究であることを明らかにしなければならない。

(助成の事務)

第16条 京都市立芸術大学特別研究に関する事務は、教務学生課が行う。

(その他)

第17条 この規程において別に定める事項及びこの規程に実施に関し必要な事項は、学長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月12日から施行する。

(特別研究推進委員会規程の廃止)

2 特別研究推進委員会規程は、平成25年3月12日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月13日から施行する。